

○もんま委員長 ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席でございます。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

初めに、1、令和4年第3回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）について、理事者から順次説明を願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、9億9千57万1千円を追加しようとするものでございます。本委員会の所管に係りましては、2ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金で6億1千923万2千円、21款繰入金で1億9千243万9千円を追加しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○和田総務部長 提出議案の報告第1号、専決処分の報告につきまして、御説明を申し上げます。

本案につきましては、庁用自動車による交通事故に関わるものでございまして、本年7月19日、市内花咲町1丁目におきまして、庁用の小型貨物車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を36万2千854円と定め、10月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は90%でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、特に委員の皆様から御発言等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきたいと思っております。

議案の説明に関わりまして出席している理事者の方については、退席していただいて結構でございます。

次に進めさせていただきます。報告事項についてを議題とさせていただきます。公共駐車場事業特別会計に係る消費税及び地方消費税の過大還付分及び延滞税の納付について、理事者から報告を願いたいと思います。

○和田総務部長 公共駐車場事業特別会計に係る消費税及び地方消費税の過大還付分及び延滞税の納付につきまして、御報告を申し上げます。

本件につきましては、旭川市7条駐車場と旭川駅前広場駐車場の特別会計に係る令和2年度分の消費税及び地方消費税の確定申告を行った結果、111万487円を消費税等の還付金及び還付加算金として、令和3年11月に受領したところでございます。しかし、令和2年度は一般会計から特別会計に赤字補填した一般会計繰入金があり、その繰入金等を特定収入とすべきところを、誤って一般の収入として確定申告していたために、消費税等の還付金が過大となっていたことが、令和4年9月21日に判明いたしました。そのため、10月3日に繰入金の取扱いを特定収入として修

正申告を行うとともに、過大還付となっていた90万600円と、その額に対して課された延滞税2万1千800円の合計92万2千400円を同日付で納付いたしました。

消費税導入から繰入金が発生がなく、繰入れがある場合の申告が初めてだったことや、地方自治体における計算の特例を正しく理解していなかったことが原因でございます。市民の皆様、そして委員の皆様には、このような事態を招き、御迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後につきましては、職員の消費税研修の受講による知識の習得や専門性の向上をはじめ、税務署職員へのより一層の確認を行うなどいたしまして、再発防止に努めてまいります。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、以上で予定をしておりました議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時06分